

第29回人権教育・啓発施策推進懇話会

日時 平成27年3月24日(火)
午後1時30分
場所 ルビノ京都堀川「ひえい」

○座長

皆さん、お忙しい中ありがとうございます。

次第では、議題が3つありますが、全部密接に関係しています。特に議題1と2は一緒に説明を聞き、議論していただくという段取りでいます。

それでは、説明よろしくお願ひします。

議 事

- (1) 新京都府人権教育・啓発推進計画 平成27年度実施方針及び実施計画について
- (2) 人権教育・啓発事業について〔人権問題全般(研修事業以外の事業)〕

○事務局

初めに資料1を使って、来年度27年度実施方針につきまして説明します。時間の都合上、できるだけポイントだけ絞って説明します。ページを開けてください。策定の趣旨としましては、京都府における人権教育啓発に係る施策の基本指針であります、新京都府人権教育・啓発推進計画に基づき、その年度年度の重点取組を定めているというものです。

次に、第2については、26年度における人権をめぐる状況について記載しています。ここで、国際的あるいは国内の状況、京都府の状況について記載していますが、詳しい説明はここでは省略します。

続きまして、2ページの第3、27年度の実施方針についてです。この実施方針の策定に当たりましては、今年が推進計画の最終年ということで、これから取り組んでいくべき様々な人権課題についての記述を少し加え、次期計画を見据えた内容となるような形で記述しています。

2ページの下から4行目に、今年が戦後70年の節目の年ということで、改めて人権の大切さや命の大切さを考える年にしたいと考えています。

3ページからは、個別の人権課題の重点的なものを記載しています。最初に、「みんなで築こう いのちが輝く 人権の世紀を」ということで、社会全体を俯瞰し、一人一人が人権を尊重することの重要性を認識することを呼びかけています。

1つ目の○が同和問題についてです。今年が同和对策審議会答申が出されてから50年という半世紀の節目の年に当たりますので、その点を追加しまして、同和問題への理解を深め、自らの意識を見つめ直すことの必要性などを記載しています。

次に4ページ目、女性の人権についてです。社会的な関心も高まっています、マタニティハラスメントについての記述を追加しています。

続いて、子どもの人権についてですが、昨年、子どもの貧困対策法が施行され、京都府においても計画を策定して対策を進めることとしている状況を踏まえ、子どもの貧困に関する記述を追加しています。

高齢者のところについては昨年度から大きな変更はありません。

5 ページ目、障害のある人の人権については、この4月に全面施行となります「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」などに関する記述を追加しています。

続いて、外国人の人権については、いわゆるヘイトスピーチについて、26年度の実施方針でも「特定の国籍の外国人を排斥する趣旨の言動」という言葉で触れていましたが、社会的に非常に関心を集めており、一般にも言葉として広まっているということも踏まえ、今年度は「ヘイトスピーチ」という言葉で言及をしています。また、日本が人種差別撤廃条約を批准して20年になることや、多様な背景、あるいは文化を持った人々が生活しているという点もきちんと明記し、異なる文化、考え方を理解して、相互の人権を尊重し合う多文化共生社会の形成を進めるということに記載しています。

続いて、HIV、ハンセン病患者等、犯罪被害者、ホームレスに対する偏見の問題です。こちらについては昨年から大きな変更はありません。

次に、6ページの2番目、インターネットによる人権侵害については、様々な啓発活動や、相談窓口の充実等に取り組んでいる状況も踏まえ、「安心してインターネットが利用できる環境づくりを進める」という記述を追加しています。

その次の、個人情報保護については特に変更はありません。

次に、性同一性障害については、近年の性的マイノリティをめぐる社会情勢を追加しています。

次に、「さまざまな人権問題について」というのが、昨年にはなかった項目で、次期計画を見据えて、新たに追加したものです。現在の計画の中での主要な課題以外の、さまざまな課題について記述しています。

1つは北朝鮮当局による拉致問題についてです。国の基本計画においても1つの人権課題として取り上げられており、今年度の実施方針にも記載をしたところではあります。

2点目が自殺の対策です。以前は年間3万人と言われていました自殺者数は、近年は少し減少傾向にありますが、依然として多くの方が自殺に追い込まれている状況があるということで、このたび京都府自殺対策に関する条例を制定して、自殺の対策を推進していくということを記述しています。

3つ目が労働環境についてです。昨年は過労死等防止対策推進法が施行されましたが、いわゆるパワハラの問題や、学生や若者の立場を尊重せずに無理解な働き方を強いるということでのブラック企業、ブラックバイトの問題など、労働の現場で人権が守られるための環境整備が必要ということに記載しています。

4つ目については、推進計画においても「その他の人権問題」として記載をしています。刑を終えて出所した人や、性的指向の問題、あるいは社会環境の変化に伴って生じてくる、さまざまな新たな人権課題への対応についての記述をしています。

続きまして、取組の視点についてです。こちらはあまり昨年度からの変更はありません。ただ、8ページの一番最後のところに「自分自身にできることを考えるために」という箇所がありますが、この一番下に、「府民の皆さんが参加しやすい環境づくりを進め、積極的な参加を促すことが必要である」ということを新しく記述しています。これは23年度の府民意識調査の中で、実践的なイベントが人権理解に有効だという結果も出ていたということで、できるだけそういった参加しやすい環境を進め、積極的な参加を促すということに記載しています。

資料の1につきましては以上です。

続いて27年度の具体的な事業計画についてです。初めに、資料2についてですが、これが27年度の全ての事業を網羅したものですが、今日はこれは使用しません。年3回の懇話会で事業を分けて審議していただくということで、対象事業を抜粋しました資料3を使って説明をします。

この中でも、時間の都合上、全てを説明するというのではなく、資料の右端に星印がついている「自殺対策総合推進事業」と、「人権教育指導資料―2つのアプローチから」の2つの事業と、それプラス、委員の皆様から、あらかじめ質問をいただいたことへの回答について、説明します。

それでは、初めに、委員から質問をいただいておりますきょうと府民だよりの件について、知事室長グループから説明します。

○事務局

知事室長グループです。資料3の2ページをご覧ください。こちらにきょうと府民だよりについて記載されていますが、19ページにある人権ロコミ講座と同じものかという質問をいただいています。また、きょうと府民だよりについて、学生にも届いているのかという質問もあわせていただいています。

まず、人権ロコミ講座についてですが、京都新聞に掲載された記事を取りまとめて、啓発冊子として発行されたものです。きょうと府民だよりに、その中から例えば、11月は児童虐待防止月間ですので、子どもの人権について書かれたものを著者の方に再度点検して修正していただくなどして、掲載しているところです。

きょうと府民だよりの配布につきましては、学生の多い、例えば京都市内ですと各戸配布、いわゆるポスティングの形でマンションなど各部屋ごとにも配布しているところです。

○事務局

続きまして、人権啓発推進室から説明します。資料の3の16ページをご覧ください。AMラジオ「ほっかほか人権情報」について、委員から質問をいただいています。質問の内容は、評価の欄に、放送した内容の再活用が今後の課題と書いており、ホームページに掲載するだけでなく、きょうと府民だよりに記事化をするようなことができないかという質問でした。このAMラジオは、12月の人権週間に、学識経験者や、人権問題に取り組むNPOの皆さんに出演いただき、人権についての情報発信を5回、週間中に行っているものです。25年度の実施状況として、放送した内容の再活用が今後の課題だと記載していますが、26年度は、放送内容を京都府ホームページにも掲載して、ラジオを聴けなかった方にも見ていただけるように取り組んだところです。きょうと府民だよりの掲載については、例年8月と12月に、きょうと府民だよりで人権の特集の紙面を組んでいるところであり、紙面の構成を検討する際に、限られたページ数ではありますが、ラジオで取り上げた内容も含めて、何を掲載するか検討できないかと考えているところです。

次に17ページ、新聞の意見広告についてですが、5月と3月の掲載が京都新聞だけなのは残念なことで、他紙にも掲載したり、きょうと府民だよりにへの掲載や、別刷りを配るとか、何か手だては考えられないかという質問をいただいております。意見広告の実施については、実は26年度から3月の掲載をやめまして、5、8、12月の年3回で実施をしているところです。この意見広告の紙面は、従来から、先ほどのホームページに掲載して、誰でも見られるようにしているところでした。先ほどもありましたきょうと府民だよりの8月と12月の特集紙面を活用して、意見広告の内容も少し記載をして、府民の皆さんに見ていただくことも検討していきたいと考えています。

次に28ページをお願いします。京都人権啓発活動ネットワーク協議会事業についてです。真ん中にJリーグと連携した啓発事業とか、下のほうの評価の中に、京都サンガF.Cと連携した人権啓発活動というのは、具体的にどのようなことをしているのかという質問を委員からいただいています。このネットワーク協議会事業は、京都地方法務局が事務局となっている協議会の事業として、京都府も一緒に取り組んでいるものです。具体的な内容としましては、子どもたちの

夏休みの時期に、西京極のスタジアムでの京都サンガF Cの試合の際、啓発用のサンガノートを配ったり、電光掲示板に人権啓発メッセージを表示したり、ハーフタイムの休憩時間に、地元、府内の少年サッカーチームの子どもたちが人権サポーター宣言をしたりしているというものです。

続きまして30ページ、人権啓発に関するホームページについて、アクセス数はどれぐらいかという質問を委員からいただいています。京都府のホームページでは、ここに掲載しているさまざまな人権に関する情報を網羅して掲載しています。アクセス数としましては25年度が20万2,348件、26年度はこの3月19日までで29万54件となっています。この20万とか29万という数字が多いのかどうかですが、京都府のホームページというのは大体400ぐらいのフォルダー区分がありまして、そのうち、世界遺産のページが一番アクセス数が多く、次に府立植物園、あとはパスポート申請のアクセスが非常に多くなっています。そうしたなかで、人権のページは大体20番目ぐらいの水準にあるということです。

人権啓発推進室からは以上です。

続いて、健康福祉部から説明します。

○事務局

健康福祉部です。資料の33ページをお開きください。27年度事業計画、自殺対策総合推進事業についてですが、この3月に都道府県で初めての自殺対策に関する条例を制定しています。この背景について、数字も踏まえて自殺者数の全国等の動向をお知らせしますと、数年前は全国で年間3万人の方がお亡くなりになっていました。24年から全国では3万人を下回る数字にはなっておりまして、京都府は、全国では少ないほうでの1番という数字にはなっています。ただ、平成24～26年も、全国では3万人を下回っていますが、まだ年間で2万5,000人を超える方、そして京都府でも年間471名の方が自殺でお亡くなりになっています。1日に1人以上の方がお亡くなりになっているということで、これは国の自殺総合対策大綱ができて、そちらでも明記されていますが、自殺は社会の努力で防ぐことができる場合がある死であるということで、京都府でも、人が大切にされるために人がつながり支え合う社会づくりをしていきたいという思いで、この自殺対策に関する条例をこの3月に制定しました。

27年度は、3つのステージといいますか、段階に応じた自殺対策を考えています。1つは予防対策、2つ目が危機対応、3つ目が事後対応という3つの柱で自殺対策を考えています。

1つ目の予防対策につきましては、条例でも明記していますが、3月1日を「京都いのちの日」というシンボリックな形で命名して、オール京都府で記念のシンポジウムを開くような形で啓発等していきたいと考えています。それから、小中高生を対象にした自殺予防教育や、宗教師さんによる悩み相談、働く人のメンタルヘルス対策等々を実施したいと考えています。

2つ目の危機対応についてですが、電話相談というのがありますが、特に若者対策としてLINEによる相談電話の開設もしていきたいと考えています。それから、自死遺族の方に対する寄り添い支援事業を実施したいと考えています。

それから、事後の対応についてですが、グリーフケアの推進と自殺未遂者支援事業、それから自殺未遂者や自死遺族、それから遺児の方のための居場所づくりといったことを考えています。

34ページをお願いします。25年度の実施状況についてです。こちらについては、事前に委員からできるだけ数値と実績についても知らせてほしいという質問がありましたので、口頭での補足になりますが、数値もあわせて紹介したいと思います。1つ目は25年度の内容ですが、地域課題に対応した効果的事業の展開ということで、京都市内と、丹後圏域を重点モデル地域として取り組みを支援しました。そのほかにも京都府内、地域の実態を踏まえた自殺対策ということで、

府内全部で19市町村に対して重点的な支援を行いました。それからうつ病や未遂者等のハイリスク者対策を亀岡市域で実施しています。

2つ目の自殺ストップセンターの強化については、コーディネーターの配置により、関係機関との連携の強化ということで、医療機関や弁護士会との連携を実施し、25年度は114件の相談があったところです。また、相談員の対応力向上や、いのちのサポートチームによる伴走支援等を実施しました。

それから、オール京都での府民運動の展開ということで、1つが、この3月の自殺対策条例の制定ということになっています。

また、自殺予防シンポジウムということで、25年は9月に開催しています。きめ細かな寄り添い支援を担う人材人づくりとして、24～26年の3年間でゲートキーパーを1万人養成するという数値目標について、実績は24と25の2カ年の累積で1万1,126人となっており、25年までで1万人を達成できています。さらに引き続き、26年度も実施しているところです。

それから、かかりつけ医と産業医のうつ病対応力の研修と人づくりということで実施してきました。相談機関ネットワーク「京のいのち支え隊」を25年の6月に結成して支援を実施しています。

自殺には複合的な要因があるということで、こころの問題であったり、お金であったり、雇用であったり、それぞれさまざまな問題が絡んでいますので、こころの健康、法律、労働等の専門家による総合相談会を25年度は4回実施しています。

健康福祉部からは以上です。

○事務局

教育委員会です。教育委員会で27年度に取り組みます事業について説明します。41ページをご覧ください。

教職員は人権教育を推進するための担い手であり、教職員の人権意識の高揚は喫緊の課題です。26年度は、教職員の人権研修ハンドブック等を作り、自ら研修をしていただくものとしています。27年度については人権教育指導資料を作成します。これは基本的人権の尊重に関する資料やさまざまな人権問題に関する資料を1冊の本にまとめたもので、5年に1回改訂し、全教職員に配付しながら、教職員の人権意識の高揚を図る取り組みをしているものです。以上です。

○事務局

資料3の説明は以上となります。ここで、参考資料をご覧ください。人権に関わる新規の計画であります、子どもの貧困対策推進計画につきまして、概要を説明します。

○事務局

健康福祉部です。京都府子どもの貧困対策推進計画の概要について説明します。こちらお手元の資料のほうでは最終案となっておりますが、数日前に計画ができて、今日あたりホームページにもアップされているかなと思いますので、最終案ということでなく、計画の報告という形となります。実施方針のほうにも書いてありますように、子どもの貧困対策法が成立しまして、その中で、子どもの貧困に対する推進計画については、都道府県の努力義務となっております。それを受け、この平成27年3月に策定したもので、平成27年4月から32年までの5年間の計画ということになっています。子どもの貧困というのは、最近新聞等でもいろいろ書いてありますが、子どもだけの問題ではなく、親の経済状況や就労雇用問題、住宅の環境、教育環境等の幅広い問題が複合的に重なっており、そういうところに難しさがあると考えています。ただ、対象となる

子どもが生まれ育った環境に左右されることなく、全ての子どもがその将来に夢や希望を持って成長していけるような社会の実現を目指したいと考え、今回この計画を策定しました。

子どもの貧困に関する指標等はいろいろありますが、何点か現状の課題についてお知らせしますと、京都府では、例えば生活保護世帯や一人親家庭は、この10年間で1.6倍から1.7倍に増加しています。そして、母子家庭、いわゆるシングルマザーの就労による年収は200万未満という方が7割という状況になっています。家庭の経済状況が学力や高校の中退、そして大学への進学率等に影響するという事になっています。そこで、京都府では当面次の4本の柱で施策を重点的に実施したいと考えています。

まず1つ目は、学校をプラットフォームとした地域連携の推進です。学校へのまなび・生活アドバイザー等の外部専門家の派遣、健康福祉部との連携の推進、地域の人たちとの連携を進めていく中で、子どもの学習や生活を支援するネットワークを構築していきたいと考えています。

2つ目の柱が、就学前から小学校、中学校そして高校など、ライフステージに応じた子どもへの支援となっています。

3つ目の柱は、子育て支援や就職、就学等にかかる、経済的支援となっています。

そして、4本目の柱として、子どもの貧困の実態把握の調査研究をしていきたいと考えています。

この4本の柱の施策をP D C Aサイクルに沿って回すことによって、点検、評価して、よりよい形で施策を進めていきたいと考えています。

以上です。

○事務局

27年度の実施方針、そして事業についての説明は以上です。よろしく申し上げます。

○座長

ありがとうございました。かけ足で、話題もさまざまですが、何なりと質問、コメントありましたらお願いします。ほかにもどうぞご遠慮なく。

○委員

子どもの貧困対策計画の2番目に、地域における支援の充実で非行に走らないための居場所づくりがあるんですが、これは最近の川崎の殺人事件でも、非行少年のグループがいることによって、お母さんが仕事でなかなか夜もおられなかったと思うんですけど、そういう子が非行に走っていくというところがあるので大事な事かと思いますが、具体的にどんなことを考えておられるのかがわかればなと思うんですけども。

○事務局

今回、川崎の悲惨な事件がありましたが、母子家庭、ひとり親家庭といった家庭の子どもの放課後等の居場所がないということも原因の1つかなと思っています。そうした生活支援ということで、ひとり親家庭の子どもの居場所づくり、気軽に交流できる居場所を提供して、子ども同士の日常的な交流も図っていくようなことをやっていきたいと思っています。そういった中で、例えば大学生や地域の方にボランティアに入ってもらい、例えば学習の支援のようなこともやっていきたいと、一部やっているところもありますけれども、そういうことを考えています。

○座長

ほかにございませんか、どうぞ。

○委員

続いて子どもの貧困対策ですけども、健康福祉部以外にも、関係する部署は非常に多いと思いますが、教育の問題、福祉の問題、それから経済的な支援だとまた別のところになるんですが、関係するところはどこでどういうぐあいに連携していくのか、プロジェクトでそういったチームを作ってやるのか、それぞれの部署で連絡を取り合いながらやるのか、連携しながらやるのか、その手法について教えてほしいのが1つと、PDCAサイクルによって評価するということですが、具体的にこれを評価するというのはどういう方法があるんでしょうか、その2点をお願いします。

○事務局

1つ目の京都府内の組織についてですが、子どもの貧困は子どもだけの問題ではないということで、福祉の関係は健康福祉部になりますが、子どもということで、まずは教育委員会ということになってきます。学校現場をプラットフォームという形で置きまして、事業そのものは健康福祉部でやるものもあれば、教育委員会が中心となって進めていくものもあるかと思います。今回の計画を作って、子どもの貧困対策全体の連携と調整を図っていくのは、健康福祉部のこども・少子化対策監という部長クラスの職員が中心となって、まさに横断的プロジェクト、例えば雇用の関係や、教育、福祉といったところも入って、さらにその地域のNPOや福祉関係団体、それから市町村とのネットワークを構築する中で、PDCAサイクルをどう回すんだということについては、子どもの貧困対策検討会というものをこれから作りまして、その中で点検、評価をしていきたいと今のところ考えています。

以上です。

○委員

行政の施策としてはよくわかりました。ただ、現場レベルで考えると、1人の子の問題について、現場でもいろんな担当の人が連携しないとだめだと思います。その辺り、プラットフォームという表現がありますが、連携は非常に難しいんじゃないかと思うんですが、何か考えておられることはあるんでしょうか。学校の先生や福祉の関係、いろいろありますよね。

○事務局

今、委員が言われたとおり、学校はいろんな子どもの学力状況や、家庭訪問をして生活状況を把握できますが、学校だけで保護者に当たるとするのは非常に難しい面があります。例えば民生委員、児童委員、また生活保護世帯でしたらケースワーカーの方々がおられるので、それらの方々とどう連携していくかということ、今、健康福祉部と教育委員会で協議し、また市町のほうにもお願いして、実施していきたい。今は、正直、手さぐりの状態です。

○座長

組織としてはやむを得ないんでしょうけれど、子どもにしたら自分自身の問題ですから、府だけに背負わすのはちょっと問題があるんですけども、やっぱりその子が自分一人じゃないんだとか、自分のことをわかってくれる人がいるとか、そういう感じを持てるような仕組みが必要じゃないかと思います。これはチームを作っても無理ですか、そういうアプローチはどうですか。

○事務局

実を言いますと、先ほどの説明でありました、まなび・生活アドバイザーというのはスクールソーシャルワーカー、精神保健福祉士の方とか、社会福祉士の方を学校に派遣するシステムを考えています。川崎の事件では、その派遣要請がなくうまく働いていなかったということはあるんですが、市町の教育委員会と一緒に、中学校の拠点校に配置して、各学校に派遣できるようにしながら、チームで、子どもを支えていくというか、支援できるような体制づくりに取り組んでいきたいと考えています。現在、市町の教育委員会と一緒に、健康福祉部とも連携をとりながら、地域の方々、例えば先ほど言いました検討会の中にはNPOの方で居場所づくりに取り組んでいる方もおられます。そういう方とも連携を図りながら、子どもの居場所を作っていくということもあわせて実施していきたいと考えています。

○座長

大津市はいじめ対策のモデルですが、これは市長が非常に頑張っってやっと実現できたものです。初めは教員組合がお互いをかばうような形で事実がなかなか出てこない。教育委員会に言っても、本気で自分の問題として取り上げないということで、結局市長が頑張っって世論、特に住民の意識に訴えていった。この件はいじめの起こった地域が、警察か何かの関係のアパートで、お互いにかばい合っって、地域の人を通して実態がわかりにくいという状況があった。そのため、結局子どもは追い詰められ、いじめられて自殺、このごろは自殺より自死という言葉が使われますけれども、自分で自分を殺すと。ですから、もちろんやっっておられると思いますが、そういう他府県の実際の事例や、子どもが置かれた個別具体的な環境、そこまで踏み込まないと結局は作文というか、きれい事の羅列に終わってしまうので、京都府は条例まで作られて、そういうことはないと思いますけれども、より一層他の事例を参考にして、具体的、特殊な対策をお願いしたいと思います。

どうぞ。

○委員

地域における支援の充実というところに、NPO、自治会等の連携による学習できる環境づくりとありますが、今年度、健康福祉部の依頼を受けて教育委員会と連携して、京都府下の小中学校に出前授業に行ってきました。そのときに、自死、自殺を防ぐためには子どもたちが自己肯定感を高めることが必要だろうと思っって、そういうワークを提供してきたんですが、先生方がおっしゃるには、地域のNPOなど、学校の外の人に来て、子どもと先生との固まった空気の中に、違う空気を入れてくれることっってすごく重要だというようなお話もありました。それから、子どもだけじゃなくて地域の親たちも変化が必要と思っっていて、こういうワークショップだったら地域の親御さんたちと一緒にできるのかもしれないといった空気が少し起きていました。そういう意味では、本当にこのことは重要で、しかし、ひとつの団体が全部、行くわけにもいかなないので、そこをどういうふうにつくり合うかということが課題と思っいます。その地域のの人たちと、こういうことが必要ですよと言っうNPO等と絡めて何を起こしていくかということは、かなり努力が要るだろうと感じました。

○座長

府のほうで、もし参考になる意見ないし所見がありましたらお願いします。

○事務局

NPOや自治会との連携について、先ほど説明あった取組が、健康福祉部のほうで、府内20カ所ほどで実施されています。教育委員会もそこにどのように関わっていくか、やっぱり学校が関わっていかなければ、子どもたちが居場所を見つけることはできませんので、そのあたりは十分連携とっていきたいと考えています。それと、先ほど座長からありましたいじめにつきましては、京都府では、年間2回、いじめのアンケート調査と聞き取り調査を実施して、子どもの様子を十分つかんでもらうようにしています。問題行動調査で京都府は全国1位の2万8,000件ほどいじめが認知されたということで、新聞にも多く載りましたが、あれはささいな兆候もつかんで、それを報告した結果ですので、京都府ではそういうスタイルで、件数ではなく、ささいなものも見逃さずに、子どもたちの状況を把握していこうという取り組みを実施しています。

○座長

ありがとうございます。子どもの問題が中心になりましたが、ほかに何かありませんか。また後で気がつかれましたら、事務局のほうへ直接連絡ください。

○委員

今日読み上げてもらって、気がついたことですが、平成27年度の実施方針で、性同一性障害の項目が6ページにあります。ここに性同一性障害を理由とする差別をなくそうと書いてあるんですが、いわゆる性同一性障害というものと同性愛の方と両性愛の方がおられます。それが性的マイノリティという表現になっているのですが、性同一性障害という項目に、性同一性障害を越えた内容が書いてあるんですね。それで、7ページのほうにもう一回、性的指向を理由とする差別的取り扱いというのは、これはいわゆるレズビアンとかゲイの方の問題だと思うんですが、そこにも載ってきているので、ちょっと文章的には整合性がとれない形になってるのかなというふうに思いました。直すことが可能でしたら、性的少数者の問題という形で6ページの下にまとめてしまうか、性同一性障害だけを取り上げて書くか、整理したほうがいいと思いました。

○事務局

ありがとうございます。ここにつきましては少し書きぶりを整理して改めたいと思います。

○座長

これは当人にとっては非常な悩みで、男と生まれながら女性の心を持っているとか、それからどうしても同性しか好きになれないとか、どっちでもいいといろいろあるので、それをひっくるめて、今、性的少数者という言葉で表現していますから、該当する人が、ちゃんと書いてあるなとわかる表現に改めていただきたいと思います。大きいテーマですので言い出したらきりがなしでしょうけれども、お気づきのことがありましたら個別に事務局のほうへお知らせください。

それでは、次の議題に移りたいと思います。

報 告

(1) 「新京都府人権教育・啓発推進計画」に関する府民調査（補足調査）結果について

○事務局

こちらの府民調査の結果につきまして、説明します。資料4-1と4-2という、この2つを、お手元にご用意ください。

それでは、4-1のほうを先にご覧ください。新京都府人権教育・啓発推進計画に関する府民調査の補足調査を実施しました。これは昨年12月に実施したところでして、この資料には書いていませんが、調査を実施した目的について説明しますと、推進計画に基づくさまざまな京都府の取り組みの効果や、府民の人権に関する意識を把握するというもので、一度、平成23年度に府民調査を実施しました。ただ、その後、いろんな法律、例えばいじめ防止対策の法律ですとか、障害者差別解消法ですとか、人権の確立に向けた新しい法律などができて、その制度の枠組みがつくられていく一方で、いわゆるヘイトスピーチなどの新しい課題も顕在化してきたということから、今年は推進計画の最終年ですので、直前に府民の人権意識の最新の状況や、もう一つは、京都府の府政運営の基本指針「明日の京都」の中期計画の測定指標の状況も把握したいということで、この12月に調査を実施したということです。平成23年度に行った調査から余り時間も経っていないということで、補足的な内容にしようということで、23年度の調査の項目から幾つかの質問を抜粋しまして、状況の変化を確認しようということが1つと、あと新しい設問として、外国人に関する人権問題への対応と、人権に関する法律など制度の認知度と、この2つを新たに設けています。この調査結果の分析につきましては、後ほど資料4-2のほうで委員からお話をいただきたいと思いますと思いますが、概略だけ事務局から説明します。資料4-1の1番の調査概要は、府内在住の3,000名の中から無作為に抽出して、郵送で実施をしました。回収率は48.2%ということで、平成23年の調査が50.8%ということで、2.6%ほど低い結果でした。調査の時期が12月ということで、年末の慌ただしい時期だったということでこのような結果になったのかなと考えています。それから、調査結果の2番の(1)「明日の京都」関連項目について、この表に3つありますが、人権が尊重されていると感じる人の割合というのが、23年度のときが79.9%だったのが、今回は増えまして27.5%が33.0%となっています。

その下の人権啓発事業の効果度は、79.9%が87.7と増えています。

3番目の、人権侵害についての相談窓口を知ってますかという質問につきましては、若干ですが下がっているという結果でした。(2)からは委員の説明と重複すると思いますので、割愛させていただきます。

○委員

手短かだと思います。資料4-2についてです。報告書の後ろに気づいたことを書かせてもらったものです。「はじめに」はめくってもらって、次のところからグラフが載っていますので、23年に調査してから、たった3年間なので、変化はないかなと思ったら、統計的にはちょっと違う差が出ましたので、そこに着目してもらいながら見ていただけたらと思います。①のところ、この図表Aのところは一人一人の人権意識がよくなっているかと聞いています。図表Bのほうは社会の人権尊重がうまくいっているかと聞いています。これは少しおもしろいんですが、意識は悪くなっていると思っておられて、豊かな社会になっているかと聞くと、豊かな社会になっていると答えておられます。うがった見方をすると、制度は整ったけど、みんなの意識は悪くなっているのではないかなというような皆さんの感覚が表れたような結果でした。こういう感じで簡単に説明していきます。2番目、女性の人権というのがあります。3ページです。これもグラフが載って

いますので、変化があったところだけ指摘させていただきたいんですが、それぞれ人権が尊重されていると思いますかという質問を毎回やっています。同和地区の人、外国人の人、女性の人という形でいろいろやっているんですが、すごく明確な結果が出たのが今回女性の人権のことで、見てもらうとわかるように、23年から26年にかけて、女性の人権が尊重されていると思う人がすごくマイナスになりました。ただ、その次の下のグラフは平成13年から23年の変化でして、13年から23年に関しては女性の人権すごくよくなっているというふうな答えになっていたのが、このたった3年の間に、今度またぐっとマイナスに動いたんです。どれだけ皆さんの意見がいいかげんかということを示している部分もあるんですが、3ページが一番下のところに書かせてもらったんですが、これは「そういうふうに思っているか」ということを聞いていますので、女性の人権がまだまだ課題があるよというふうなマスコミの論調があったり、あるいは政府の発言があると、ぐっと動くわけです。そこに書いてあるように、安倍政権が女性政策、女性の参画ということを行っているという、昨今の動きの中で、そうやって見ると、女性はまだまだ社会参画してないんじゃないかというふうに住民の方が思ったのではないだろうかというふうに読ませていただきました。

4ページ、これはインターネットによる人権侵害への対応について聞いた質問でして、どんな対応をしなきゃいけないかということマルチアンサーというんですが、3つほど丸してもらったものです。グラフを見てもらえばわかるように、上のほうが平成26年でして、ルールを守るとか、削除させるとか、いろんなことを聞いていますが、どの答えも増えています。つまり、何か対応しないとイケないんじゃないかと、一番大きい変化は、何か丸をするという方が増えたという結果でして、その中でも特に多かったのが削除です。プロバイダに対して書き込み等の削除をするというところの変化が大きかったわけです。取り締まりの強化というのも結構大きく伸びてきてまして、いわゆる教育・啓発ではもう間に合わない事態があるんじゃないかというふうに、住民の方が判断しているのかなというふうな結果でした。インターネットについては、どういうふうに対応したらいいかというのが大きな課題だと思うんですが、削除とか取り締まりという方向にちょっと動きつつあるかなという結果でした。

その次、5ページに行ってください。5ページは「明日の京都」のほうでも効果測定ということで使っている部分ですけども、人権研修の参加は平成23年から26年にかけての変化としては、参加自体は増えているんですね。ただ、一、二回参加という方が増えるという結果でして、一、二回参加の方は非常に新鮮に研修に参加しますので、研修がよかったというふうに答える割合が高まります。そういう意味では一、二回参加が増えたおかげで、今回の研修の効果があったというような結果が出たものです。だけど、それは別の見方をすると五、六回の方が減っていると、多数参加者が減っているという問題も逆にはらんでいるという違いが見えました。

その次ずっとめくってもらって7ページまで行ってください。これも眺めるといろんなことが見えることですが、逆に言うと、いわゆる世論調査的には結構いいかげんな設問になってまして、いろんなレベルのことを聞いているんです。人権を尊重される社会づくりには何がいいと思いますかと聞いてまして、もちろん学校における人権教育を充実させるというのは、いつ聞いてもトップになるわけですけども、増えたかどうかということ細かく見ていくと、細かく見るとするのは、普通5%ぐらい動くとか変化があったと言うんですが、今回ここはマルチアンサーということで、いろんなところに丸をしてもらっていますので、5%動いたということでは考えることができないので、統計業者に聞いて、いわゆる有意差があったと言っていいかどうかということで統計を取ってもらっているんですが、この部分については有意差があったというふうにとってもいいんじゃないかと回答してくれた設問です。見てもらいますと、非常に大ざっぱな表現をすると、学校の人権教育充実ということはトップですけども、4つ目のところですね、企業と

か事業所における人権尊重に向けて取り組みの支援というところがちょっと増えていて、もう一つ、その2つ下の行政が人権尊重の視点に立ってさまざまな施策を行うというところがちょっと増えています。つまり、具体的な施策をしなきゃだめなんじゃないかという答えがちょっと増えていまして、それに対して、下のほうの住民やNPOの団体による人権尊重に向けた取り組みを支援するというのが減っていたりして、あるいは家庭での人権教育の支援というところも微妙ですが減っていたりして、啓発を頑張るというよりは、具体的な支援みたいなことをしなきゃいけないんじゃないかっていうような答えが多いような結果になりました。これは一番最初の問いの問題ですね。意識がよくなっているかと言うと、そうかなとクエスチョンがついていて、でも、制度的には結構よくなってるのと違うかというふうに答えているのとちょっと関係しているかなという結果でした。

その次をめくってください。これは新しい設問について、今度今までは変化があったかどうかというところだけ見たんですけども、新しい設問についての答えが外国人に対する人権問題の対応ということです。これは実は外国人には差別的な発言があったり、いろんな差別が現在もあります。そういう状況の中で、どういうふうにしたらいいと思いますかというふうに聞いていますので、かなり誘導尋問になっているんですけども、でも、やっぱり京都府民の方はあんまり外国人に関する質問というのを受けてきてないので、何とか、みんなあんまり考えないで丸をしたのかなという結果になっています。簡単に言うと分散した結果になったんです。これがぜひ必要だという形で集中しない結果になりました。日本人側も勉強しなきゃいけないし、外国人側も日本語の勉強とか、日本文化になじむとかそういうことをしなきゃいけないということで、どっちも学習が必要という形で分散した結果になりました。そこで、1つだけ私が着目させてもらったのは、ヘイトスピーチの元凶になった朝鮮第一初級学校の問題でして、そこで関係あるのが、このグラフで言うと、外国人が母国の文化を学習する機会をつくるという、民族教育の保障という点についてはほとんど理解がないということが2.3%ですから、逆にわかるような結果だったかなと思います。例えば、ブラジルに住んでいる日本人の人たちが日本のことを忘れないで日本語の学習をやっている、盆踊りを大切にしているということについて、すごく日本人は喜ぶわけです。日本のことを忘れていない立派な人たちだといった形で言うわけですけども、じゃあ、日本に住んでいる朝鮮、韓国の人たちが民族学校という形で大切にしていることについてどう思っているかという、こういう結果になってしまっているというのが現状かなというふうに思います。

その次、9ページのところは、これはぜひ皆さんと一緒に考えたいんですが、私はここは考えなきゃいけないなと思っているんですが、これは法律の認知度ということで聞いていて、非常に主観的に内容をよく知っている、内容を少し知っている、名前は知っているという形で聞いています。いわゆるテストをした結果ではないんですけども、でも、よくわかっているかということで聞いた設問です。で、いろんなことがおもしろく感じられる設問だったなというふうに思います。平成13年には調査していて、平成23年は調査なくて、平成26年でもう一回調査したという調査結果ですが、やっぱりある程度もちろん知っているというのは、日本国憲法と下のほうの個人情報保護法と労働基準法です。これは全ての人にかかわる法律ですから、よく知っているという方が多いのは当然なんです。だけど、じゃあ、日本国憲法の内容までよく知っているというのが17.3%でいいのかと、これから憲法を改正しようとかいう話が出ているときに、内容を少し知っているというのは謙虚に答えているのかもしれませんが、こら辺の問題とか、あるいは労働基準法、若者が急に解雇されて、仕方がないみたいな形で諦めてしまっているような状況に対して、例えば労働基準法というのがあるわけですけども、これも内容をよく知っていると、これは17.1%でして、自らの人権を守るというか、大切にすることについての部分で、

これをどう評価するかというような結果だったと思います。それ以外、今回は新しくできた法律というのが結構この中に入っていて、解説の表現のところに、その次のページめくらないで結構です、グラフを見ながら結構なんですが、平成 23 年に障害者虐待防止法という、下にある P ができています。Q の障害者差別解消法というのがまだこれは実施はされていませんが、平成 25 年にできています。それから、いじめ防止対策推進法というのが N です、それもできていて、子どもの貧困対策法、今見てもらったものですが、それも M としてできています。そういう形で、あと京都府の条例ですね、非常に長い名前の R という条例がありますけれども、ここら辺のついでにこの 2、3 年のうちに作られた法律について、住民の方々が知っているかどうかということで聞いたわけです。そうすると、やっぱりいじめ問題とか子供の貧困対策ということで、当たり前ですけど、子どもの貧困対策法というのはまだまだ知られてはいませんが、いじめ防止対策推進法なんかも、名前は知っているというふうなことを含めると、結構、周知の部分、知っているという人は多いわけです。みんなの問題にかかわることについてはマスコミの報道もありますし、皆さん関心があるのである程度周知徹底というのが割と速やかに進むんですけども、障害者虐待防止法とか障害者差別解消法というものについては、障害者にかかわる法律という少数者の問題になってきますので、なかなか周知が同じようには広まってないという状況が見てとれるかなというふうに思います。

11 ページのほうに行ってほしいんですが、例えばいじめ防止対策法にしても虐待防止法にしても、高齢者虐待、障害者虐待、子どもの虐待ということで、そういう法律に関して、11 ページの真ん中辺りの 2 番目のパラグラフを読ませてもらっていきたいんですけど、近年出されている人権関連の法令は、実は国民の責務という表現なんです、国民だと外国人が入らなくなるので、あえて市民の責務と書かせてもらったんですが、実は市民の責務という表現で、こういうことをやってほしいということが書いてあるものが多いんです。そういうことが書いてある法律がいいのか悪いのかというのは、お説教される筋合いはないという議論もありますので考えなきゃいけないんですが、そういう表現が入っているにもかかわらず、知られていないということは、国民の責務という表現がみんなに知られてないということは、責務だと思ってもらってないということになるわけです。そこら辺で、割と近年、矢継ぎ早に出されている国内法についての周知徹底というのが、結構大事になっているんじゃないかということがわかるような結果でした。やっぱり人権というのは、別に優しさの気持ちだけの問題ではなくて、法に基づいて大切にしていこうというシステムの問題ですので、そこら辺がまだまだちょっと弱いかなというのがちょっと気になった結果でした。

以上です。

○座長

どうもありがとうございました。説明も含めて、ただいまの問題について何か質問、コメントありましたらお願いします。

法律をつくったり、条約をつくったりするのは比較的簡単であっても、問題は、我々が自分の意識で受け止めてどう行動に移すかという、その点はやっぱり時間がたたないとなかなか動かないですね。府にこういう課が置かれているのも、そういう点を考慮してのことだろうと思いますけども。

はい、どうぞ。

○委員

今の結果、大変興味深く見させてもらいました。大きく言うと2点です。特に7ページで、企業とか事業所への人権の要請というか、必要性が高くなっているという調査結果については、まさにそのとおりなんだろうなというふうに思います。教育の問題もありますでしょうし、地域の問題もあるでしょうけれども、やっぱり今の日本の社会を考えると、大半が勤め人ですから、そういう中での企業が、従業員なり労働者、使用者も含めてどうアプローチできているかということが、やっぱりかなり効果性が高いという、これも結果としては2番目の数字になったんですね。28.1%というのは。ですから、学校の次は企業だということについては、これはさもありなんと思っています。こういう場に来て、地域とかNPO法人とかいう話はよく出るんですが、企業側へ云々というのは、企業でできることとできないことがありますので、なかなか一概には言えないんですけども、やっぱりいろいろなアプローチで企業側からの参画といいますか、企業への要請とか、そういうことは増やしていてもいいのかなというのが、私の率直な印象です。企業の方はどう思われるか別ですが、やっぱりこういう結果を見るとそういうことも必要かなというふうに思いました。

それが1点目と、あと女性の問題ですけれども、女性の人権というと、どちらかと言うとガードレール論と言うんですか、女性の差別とかいう議論にされているんですが、実はここに関しては今、企業側としても大きく変化が出つつあるということだけをご紹介しておきたいと思ってお話をするんですが、この前の3月16日、輝く女性の応援会議ということで、山田知事や門川市長、商工会議所の立石会頭とか中西さんとかにも来ていただいて、京都の女性の方々が集まりまして、輝く女性応援会議ということで、女性の社会参画ということについて、かなり今急激に動きが出ているという感じは私は実感しています。この5年前、及び3年前に比べて、今やっぱり企業側が女性の社会参画をかなり要請しているというか、必要性を感じていると。それはこれから10年先20年先の少子化ということにもらみつつ、ダイバーシティという観点で、新しい芽を育成するということがありますので、そういう芽が徐々に徐々に大きくなりつつあるなと感じています。ということをお話したいのと、ただ、そのときに女性の側からよく意見が出たんですが、社会参画だけが輝く女性かと、輝く女性という言葉の定義がちょっと議論になりまして、これは男性側の意見ではなくて、女性の側から、専業主婦の方でも輝いていれば輝く女性で、何か今は首相がああいう形で動かしているんで、その社会参画だけが輝く女性だみたいなことに見られるのは、少しそれは違うのではないかという意見も、働いている女性の側から結構あったのが、私としては少し興味深かったというか、そういうものなのかなと思いました。ちょっと長くなりましたけど、その2点です。

○座長

ありがとうございます。我々もとにかく働かなくては生活できないので、みんなそういう意味では、大なり小なり、それを企業と呼ぶか組織団体と呼ぶかは別として、企業にかかわりはあるわけです。その中で今、女性の意識が変わっていると。これは非常に大事な視点だろうと思います。今まで欠落してなかっただろうけれども、必ずしも十分光を当ててこなかった側面にも、人権教育・啓発という点から考えをどんどん取り入れていくべきだろうと思います。

議 事

(3) 新京都府人権教育・啓発推進計画の改定に向けた検討事項について

○座長

次の議題は、全部に関連はあるんですけども、資料の5-1、5-2に関連しますので、事務局のほうから説明をお願いします。

○事務局

資料5-1と5-2で説明します。資料5-1ですが、計画の改定に向けての検討事項を議論いただくに当たり、前回の懇話会で評価・検証いただいたポイント、これまでの懇話会でいただきました意見、また23年度に実施しました府民調査の結果などを取りまとめた資料となっています。

それでは、資料5-1をご覧ください。1の「これまでの取組・課題」について、第3章、第4章の部分は、前回の懇話会での評価、検証のポイントを取りまとめたものです。この資料の白三角は取組状況、黒三角が課題を示しています。時間の関係上、課題のみを簡単に確認します。

第3章の各人権課題について、まず同和問題につきましては、インターネット上の差別書込みや住宅購入等での土地差別、身元調査目的の戸籍謄本等の不正取得事件が発生しておりまして、府民調査結果からも、依然として、忌避意識が存在している状況です。

女性につきましては、DV相談の増加や、職場におけるセクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメントの問題など、依然として、さまざまな問題があります。

子どもにつきましては、児童虐待件数の増加やいじめの問題、子どもの貧困など、子どもを育む環境は依然として厳しい状況であり、また地域のつながりの希薄化などで、妊娠・出産についての不安も拡大している状況です。

高齢者につきましては、高齢化がさらに進んでいく中で、福祉のまちづくりや虐待防止等の権利擁護、また認知症対策などを推進していく必要があります。

障害のある人につきましては、社会参加がまだまだ不十分な状況であり、この4月1日から施行される条例を適正に運用し、不利益取扱いの禁止や合理的配慮の提供を推進していく必要があります。

次に、2ページをお願いします。外国人につきましては、インターネット上の誹謗中傷や、特定の国籍の外国人を排斥する言動が公然とされる現状があり、民族や国籍による差別を許さず、多文化共生社会の形成に向けた取り組みを進める必要があります。

患者等につきましては、エイズ、ハンセン病についての社会的関心が希薄になっていくことが危惧されていまして、引き続き、正しい知識の普及などの取組が必要となっています。

犯罪被害者等につきましては、犯罪被害者等に対する社会の理解や支援、性被害者への支援、北部地域での支援体制の充実などの取組を進める必要があります。

ホームレスにつきましては、平成27年度から施行されます、生活困窮者自立支援制度により、市町村等と連携した包括的・継続的な支援を実施していく必要があります。

インターネットによる人権侵害につきましては、状況の改善に向けた方策の検討や、府民のメディアリテラシーの向上に向けた取り組みが必要となっています。

個人情報の保護につきましては、情報漏洩やプライバシー侵害、過剰反応の防止に向け、個人情報の適切な利用や管理についての啓発を行っていく必要があります。

性同一性障害につきましては、引き続き、正しい理解と認識を広げるための啓発を行っていく必要があります。

3 ページをお願いします。次に、第4章、人権教育・啓発の推進につきましては、教職員の世代交代が進んでいることから、研修等を通じ、人権問題への理解と認識を深め、知識・経験が継承されていくようにしていく必要があります。また、増加する非正規労働者や人権に興味のない層など、研修会等が行き届きにくい層に対して、インターネットや人権啓発イメージソングを活用するなどのアプローチを工夫するほか、人権を身近なものとして考えられるような取組が必要となっています。

続きまして、(3)の第5章計画の推進についてですが、計画に基づく人権教育啓発を効果的に推進するため、まず、指導者の養成につきましては、参加型研修を活用した研修を行い、職場や地域における指導者の養成に取り組んできました。

次に、人権教育・啓発指導等の整備については、子ども向けの人権本や、一般向けのポスターやカレンダーなどの啓発資料のほか、専門性も備えた資料を作成してきました。効果的な手法による人権教育・啓発の実施につきましては、新聞・ラジオ・府広報誌など、多様な媒体により、啓発を行っています。国、市町村、民間等との連携につきましては、京都ヒューマンフェスタをNPO等と連携して取り組むほか、各種イベントや市町村のフェスティバルへ、人権啓発のユニット派遣や民間団体も含めた街頭啓発を実施しています。

調査・研究成果の活用につきましては、世界人権問題研究センター所属の研究者により、啓発資料への執筆、研修や講演会の講師などを通じまして、調査・研究の成果や、最新の知識の普及に取り組んでいます。

このような取り組みをしていますが、課題としまして、まず、指導者の養成につきましては、育成・養成しました指導者の職場や地域での活動についてのフォローアップの実施。また、啓発資料等の整備につきましては、対象となる年齢や地域、一般配布用・研修用など、用途に合わせた啓発資料等の整備が必要。次に、人権教育・啓発の手法につきましては、従来、人権に触れる機会のなかった層に対するアプローチが必要。連携につきましては、府庁内での関係部局はもちろんのこと、国、市町村、民間等々とのさらなる連携の推進が必要。調査・研究成果の活用については、調査・研究を踏まえた啓発資料の適時見直しや、多様な調査・研究が推進されるための環境整備支援を挙げています。

次に、4 ページをお願いします。4 ページの2については、これまで懇話会でいただきました、さまざまな意見から、主なものを記載しています。また、3については、23年度に実施しました、府民調査から見えてくる課題につきまして記載しています。時間の都合でご紹介のみとさせていただきます。以上が、これまでの取り組みと課題の概要です。

それでは、続きまして、計画の改定に向けました検討事項について説明します。資料の5-2をお願いします。本資料につきましては、計画の改定に向けて、検討していただく事項、論点のポイントのみを記載しており、議論の材料として使用していただくための資料となっています。

それでは、1 ページをお願いします。1の計画改定の趣旨についてです。改定に当たり、考慮すべき社会情勢、人権課題の状況はどのようなものかと問う形になっていますが、計画改定的前提となります背景、社会情勢や人権問題の現状をどう認識すべきかについて、意見をいただければと考えています。参考に、昨今の社会情勢や人権課題についてのキーワードを点線内に記載しています。

次に、2 ページをお願いします。計画の目標については、現計画の継承・発展を基本としまして、修正・追加すべき内容はあるかとの問いになっており、参考として、点線内に府政運営の基本方針「明日の京都」の長期ビジョンの内容を記載しています。なお、長期ビジョンの「めざす社会の姿」は、2020年から2030年、つまり5年から15年後に目指す社会の姿を示すものです。

次に、2ページの下の方、計画期間についてです。計画の有無、計画期間の長さをどのようにすることが適切かとの問いになっています。現計画の計画期間はおおむね10年でしたが、国や他府県では計画期間を定めていないところも多くあります。なお、国においては、平成23年に基本計画の見直しを行いまして、北朝鮮による拉致問題を新たな人権課題として追加しています。こうした社会状況・情勢の変化などに応じた随時見直しの必要性につきましても確認をいただければと思っています。また、参考ですが、現計画はいわゆる暦年の計画期間、17年1月から27年12月としています。先ほども議論いただきました実施方針や実施計画については、年度ごとに定めています。次期計画の期間を暦年とするか、また年度とするかについても、意見がございましたら、合わせてよろしく申し上げます。

次に、3ページ、人権教育・啓発の基本的な考え方についてです。そもそも、人権とは何か、人権をどう捉えるかといったことや、人権教育・啓発の推進に当たって、踏まえるべき内容や改定に当たって、どのような構成でまとめればよいかといった点について、意見をいただければと考えています。なお、現計画におきましては、人権教育・啓発の視点として、4つの視点を記述しています。内容的に基本的なものから具体的なものまで含まれていますので、改定計画に記載する際のまとめ方や構成につきましても、意見をいただければと考えています。現計画の4つの視点については、この下の3ページの下段の中に丸数字で1、2、3、4でありますのが、現計画の視点です。

次に、4ページをお願いします。人権問題の現状等についてです。ここでは、個別の人権課題を解決するためには、課題横断的にどのような取組や視点が必要かということで、つまり、いろいろな人権問題の解決に向けた、共通した取り組みといった総論的な部分で意見をいただければと考えています。

次に、5ページ、個別の人権課題についてです。改定に当たり、考慮すべき社会情勢、人権課題の状況を踏まえて、現計画の人権課題に加えて、新たに提起する課題や整理すべき課題について、意見をいただければと考えています。点線内は、新たに提起する人権課題の例と提起方を整理する課題の例を、下段の実線内は、現計画の人権課題を記載しています。

最後、6ページをお願いします。人権教育・啓発に当たって、留意すべきことは何かとの問いになっています。人権教育・啓発の計画として、何に留意して取り組んでいくべきか、重要な点と考えています。点線内に、これまでいただきました意見などを参考に記載しています。現計画における取り組みと課題、計画の改定に向けた検討事項、論点につきましてもの説明は以上です。

よろしく申し上げます。

○座長

はい、どうもありがとうございました。

非常に大きな、しかも全般にかかわる問題ですので、それぞれについて、いろいろ意見があると思いますけれども、どの箇所あるいはどのテーマについての意見かということも踏まえて、自由にご発言いただきたいと思います。質問・コメント、いずれでも結構です。どうぞ。

○委員

2点あるんですけども、1つは外国人の問題で、ヘイトスピーチのことです。資料5-1の取組・課題について、5-1の2ページの上に、外国人ということで、その黒い三角で、外国人に対するインターネット上の誹謗中傷や特定の国籍の外国人を排斥する趣旨の言動が公然とされる現状がありというふうに現状をまとめてもらっています。これがヘイトスピーチという理解でいいのかなと思いますが、私もちょっと気がつくのが遅かったといいますか、直視することを

避けていたようなところがあったんですが、この文書を読むだけでしたら、やっぱり、ヘイトスピーチのデモとか、朝鮮初級学校前での嫌がらせとか、そういうことだけが皆さんの頭に浮かぶんじゃないかなと思うんですが、最近、出版の問題がとても大きな問題になっているんじゃないかなと思います。出版関係者の中でも、自らそれを問題にする動きも今出てきていますので、今の状況がやっぱり異常だなということを皆さんにも認識していただくためにも、ここは、ぜひ言動だけじゃなくて出版という言葉を入れていただければと思います。

それと、先ほど、資料1のときの話と関連するんですけども、性同一性障害の問題について、今の資料5-2のほうでも、最後に、5ページの上の四角の2つ目の点々四角の中で、この性的指向というのは「その他の人権問題」の中に入れてますけども、性同一性障害と統合するほうがいいのかどうかという課題がここで示されていると思います。個別の課題が順番に、同和問題、女性、子ども、高齢者というふうに並んでいる中で、また「さまざまな人権問題」ということで、犯罪被害者とホームレス、そして下のほうに性同一性障害とあるわけですけども、私が思うのは、性同一性障害はちょっと狭いというか、余りにもピンポイントの問題になってしまうので、ちょっと広げてまとめられたほうがよいのかなということです。確かに一時期は性同一性障害の問題が特にたくさん論じられるという時期もあったと思いますけども、今は性同一性障害というのは性的マイノリティのいろんな問題がある中の1つなんだ、そのほかにも性的指向であるとか、いろいろな形の性分化疾患とか、いろいろな形で悩んでいる方がいらっしゃるということは段々周知されてきているようになっていんじゃないかなと思いますし、時代とともにどうですか、そのような現状を見ましたときに、性的マイノリティというふうにするほうがよいのかなと。ただ用語としてはLGBTという、そういう言い方もありますので、そういう言葉がいいのか、性的マイノリティという言葉がいいのか、そこまではちょっと私も判断をつきかねるところがありますが、いずれにしても、性同一性障害は「さまざまな人権問題」で、性的指向は「その他の人権問題」というように別々にしてしまうのではなく、性的マイノリティの問題をひとつにして「さまざまな人権問題」の中に入れての方がよいと思うのです。

それで、今ごろで申しわけないんですけども、資料1のほうでもですね、6ページの一番下に性同一性障害を理由とする差別をなくそう、ここに同性同士の結婚のこともちょっと書いてあるので、既にそれで性同一性障害の範疇を超えてるんじゃないかという指摘があったんですけども、この文章もですね、海外では同性同士の結婚が認められるなどと書いてあると、いかにも海外ではそうかもしれないけれども、日本ではまだ関係ないんだみたいに読めないこともありません。けれども、先日の報道でありましたように、渋谷区では自治体として証明書を発行して、便宜を図るみたいなのも既に取り組みが始まっているわけですから、そういうことも含めて、渋谷区ができるんだったら、私たちの地域でもということで、本当にすぐできることがまだまだあるんじゃないかという書き方にしていただけたら、ありがたいかなと思います。

○座長

はい、ありがとうございます。具体的な問題ですので、また関連質問が出るかもしれません。お答えは、特に今の段階では求めません。ほかにもどうぞ、はい。

○委員

人権問題の現状の中に、職場の中の人権という項目がないかなと思います。人権教育・啓発の推進の中に、職業従事者に対する研修等の推進とありますけれど、さっき、ハラスメントの問題が、最初はセクハラから始まってパワハラになってきている問題、最近ではブラック企業という形で、あるいはブラックバイトという形で、労働基準法自体を守らないようなところもちょっと

増えてきています。それから、マタハラの問題も出てきていますので、課題の中に落とし込んだほうが、政策の立案もやりやすくなるのではないかという気はしています。ですから、そこを検討いただいてもいいのかなと思いました。

以上、指摘だけです。

○座長

ありがとうございます。もう、ご自由にどうぞ。

○委員

文章上の問題かも分かりませんが、これはですね、資料の5-2の「現計画の記載：計画策定の趣旨」の1行目にあります、京都府では一人ひとりの尊厳と人権が尊重される社会の実現を新京都府総合計画の基本計画の中に目標として掲げという文章があります。それから、次の2ページにも同様の文章がありまして、これが多分「明日の京都」長期ビジョンにおける、めざす社会の姿ということだと思えるんですけども、京都府の計画があろうがビジョンがあろうが、一人ひとりの尊厳と人権が尊重される社会の実現というのは、それ以上のレベルの話だと思うので、計画とかビジョンが目標に掲げることじゃないと私は思います。憲法がそうだし、国連憲章でもそうだし、だから、この計画とかビジョンは、この社会を具体的にどう実現していくのかということを書くところだという位置づけを、まずすべきじゃないのかなと思いました。これはそういう趣旨だと思うんですけど、この文章だけを読むとですね、もともと崇高な目標が、小さなものになってしまう。ですから、そういう大きな目標に対して、この計画でビジョンを具体的に実現していくんだという意味を示すところだということをおもいました。

それから、もう一つ、これは私の個人的な意見ですけども、これは資料の5-2の3ページ目の、これまでの懇話会意見等の中や、現計画の記載の中にも、個性や価値観の違いを認め合う共生社会の実現、これが1項目に上がってきています。ここからは私の意見ですけども、「世界がひとつの家族のように」という人権イメージソング、委員も指摘されたんですけど、私も「世界がひとつの家族のように」というところにやはり引っかかります。それは、今フランスで、私はシャルリでないという人たちがあらわれた、そういった価値観とか、違いを持っている人たちがいるということをまず認めて、それには理解はできないけれども、寛容として接するとか、そういうものが一番求められてるんじゃないかと。ひとつのようにといい、家族のようにといいときに、気分だとか思いだとか願いというのは、多分それでよさそうに思うけども、実は今そんな状況を歌う状況じゃないんじゃないかって、個人的には思います。これから、このイメージソングを広げていかれるんですけども、私のような考えを持っている人が聴衆の中にいるということを意識していただきたいと思います。私としては、このイメージソングで議論をしてほしいなと思うぐらいです。

○座長

ありがとうございました。どうぞ。

○委員

資料の5ページのところの現計画の部分に新たな項目をつくるですとか、まとめるですとかというところで、例にも挙がってはいるんですけど、インターネットによる人権侵害の部分というのは、やはり新規項目に入れたほうがいいのではないかなという思いがあります。というのも、やはりこれから5年先、15年先を見据えてということでしたので、今、人権以外の部分でも、教

育機関の中で、メディアリテラシーの向上を図るという部分を、幼いうちから取り入れるという動きになっているかと思いますが、やはり今人権問題のところで、ネットに対する書き込みとか、あとは情報に対する感度というのがすごく若年齢化しているという問題があるように思いますので、そこをどのように、今後、メディアリテラシーを向上していくかというところの具体的な話とかも、多分課題として挙がってくるのではないかなと思うので、独立した項目で入れていったほうがいいのではないかなと思います。

以上です。

○座長

ありがとうございます。ほかの方も、ご自由にどうぞ。

個別問題でも、全体的な問題でも結構です。2回目、3回目、遠慮せずに発言、はい、どうぞ。

○委員

今、座長のほうから何でもということだったんで、ちょっと議論のとぼくちということで考えていただければいいんですが、各企業でもこういう長期計画とか、何かをやるときに、いつも先に議論するのは、網羅的にやるのか、重点課題をわかりやすくやるのかという大きな議論がいつもあります。私、行政の方の資料を見ていつも思うんですが、正直なところ、例えば会議でこれだけの資料を配ったりしますと、企業なんかではだめなんですね。もう、その時点でアウトなんです。これを読めというのかと、このくそ忙しいときにと、もうちょっと課題を絞れということが企業では行われます。行政の方、いろんな審議会でも資料の山なんですね、それを綴じるのも大変だった。

何を言いたいかという、こういうこともこういうこともこういうことも全部いろいろ検討しますよという、結局、そういうことになっちゃっているような、言い過ぎかもしれませんが、なんか言いわけ的に、こういうことを検討しています、対策していますということではなくて、もう少し重点的に、例えば今年度はこれもやっているけど、集中的にこれに取り組むとかですね、優先順位とか重点的とかという発想がいつもないというのが私の率直な感想なんですね。すごく網羅的というか平板的というか、全部やっていますと。確かにやっているのはいいことなんですけど、その分、その課題性が見えてこないというのが率直な感想です。だから、いろいろやって、新たなこういう課題が、差別が起こっている、こういう人権問題を取り上げないといけないという、その視点は正しいんですが、では、今年度、やっぱりものには限りがあるわけで、全部網羅的にできるわけでもないんで、重点的にやりましょうというのが普通の民間企業のやり方なんです。行政ですから、そういうふうになかなか角度はつけられないのかもしれませんが、一つの意見として、参考になればと思って言わせてもらいました。どうも、すいません。

○座長

ありがとうございます。10年というスパンの問題も絡んでくるとは思いますけども、要するに、これは立場によるけども、全部の人権問題を深めようと思ったら、人生を何回も生きないと無理なので、限られた範囲、限られた人材、あるいは限られた対象の中で、具体的にどういうことをやるのかと、あるいは少なくとも重点的にやるのかという視点が大事だという指摘だろうと思います。

○委員

もう一つはですね、ヘイトスピーチの問題、京都で起きた問題ですね、大津ではいじめ問題がありました。現実には人権問題が発生したときに、我々、いつも無力感を感じたんです。皆さん、どうでしょうか。要するに、ここにあるのは政策です。ですから、これでいいんです。ただ、やはり現実に対してどうするかという、機動力の問題とかが抜けていると思うんです。それは、担当部署でやるからということでもいいんでしょうか。機動性を持って対応するという仕組みをつくっておく必要があるんじゃないかなと。それは、我々の中では議論しなくていいのかなというように、私は思うんです。これは教育委員会の担当だから、現場でやっているから、という議論ですよ、施策としてはね。先ほど、子どもの貧困の問題では勉強してやりますと言っているけども、いざ問題が起きたときに、どう対応するのかということも、やっぱり議論しておかないといけないんじゃないかなと。人権啓発推進室というと、これは啓発と教育だから、その名前に引きずられていますけれど、やっぱりそこら辺が率先して情報収集して、例えば、これは教育委員会と一緒にやりましょうと言うとか、例えばそういうことはできないのかなと、やっぱり目の前にある現実の人権問題に対応していくということがもっと議論されていいと思います。

○座長

はい。先ほど申しましたように、時期の問題と個別の問題、全般的な問題、非常にバランスをとるのが難しいですけれども、私、街頭運動等で署名を求められて、いつも思うんですけど、それではあなたは何かできますかと、私は何をしたらいいんですかと言うと、大体みんな詰まります。だけど、人権は、最後はやっぱりそういうところへつながる書き方というか、発想が必要なんじゃないかと思います。これは1つの意見です。どうぞ、ご自由に。

○委員

社会現象といいますか、痛ましい事件を出したいんですが、1つは、ストーカー被害が結構あると思うんです。具体的にストーカー被害に遭われた方の保護という視点で、なかなかうまくいかないケースも出ていて、最終的に命を奪われるという事件も起きています。もう一つは、先日も子どもさんが殺害されましたけども、要は、私たちの身近なところで、日頃、どう見ても素行がおかしい、奇声を発するだとか、言い方は悪いですが、いろんな異常行動をされている方がおられます。そのときに、私自身も全然整理がまだつかないですが、結果的に最悪の事態になったときに、加害者になった方の人権を守るための対処ができない、その方にも人権があるというふうな言い方で最悪の事態を迎える、これを解決するための何らかのフォロー、行政なり、地域なりで取り組める策、場合によっては警察も動員しながらの対策というの、必要ではないかなというふうに思うんです。

犯罪被害者の方たちに対する人権の問題というのもありますけども、加害者に対する、特に未成年に対する人権保護という観点はものすごくあって、最近ではマスコミも大分配慮されていますが、被害者の方というのはもう完全にマスコミの前面に立たされるという事象もあります。すいません、うまくまとめられないんですが、最悪の事態を迎えることなく何らかの手立てというのが、行政として、もっともっと考えていく必要があるのではないかなというふうに思いますし、職場においても、適応障害で病に伏されて、引きこもりになって、という方もこの間増加しているように私の周りでも思うところですので、うまく問題提起できないんですが、最近、私自身がもやもやしている思いということでお聞きいただければと思いますし、何らかのアドバイス等ありましたら、お願いをしたいと思います。

○座長

ありがとうございます。おっしゃることはよくわかるんですけど、ストーカーの場合も、被害者は何回も警察に届けを出したり、言ったりしていても、警察が動ける限界があるというか、その限界が、自らつくっている限界か、社会的に許容される限界かという難しい問題はあるんですけども、難しいですね、加害者と被害者のバランス、加害が現実のものとなる前に何かやれる、行政の立場でやれることはないかと、その点をもうちょっと掘り下げて考えるべきではないかという指摘だろうと思います。

ありがとうございます。まだ時間はありますので、はい、どうぞ。

○委員

先ほど、府民調査結果の資料のところ、NPOの活動というのがありましたが、行政とNPOの違いについて、NPOは、具体的に問題があるから、それを解決しようとして立ち上げて、具現化してるところがあるので、その差はあるなと思いながら資料を見ていました。行政の立つ立場と、こういう施策を立てていくときには、それこそ大望のようなことを考えていきますが、それを先ほどの緊急度とか重要度だとか機能度だとかいう話をするとき、私の直観的なことですけど、この間、啓発することはもう前提であって、本当に具体的に、何で、何を、どうして人権意識に気づく機会をつくるのかという、今そこに立ってるような気がしています。

それで、先日も、「アナと雪の女王」の「ありのままに」という言葉とかを考えたときに、ありのままにってどうなのかという論議、話し合いをしたんですけど、そういうちょっとしたきっかけとか、それと川崎の少年の死を無駄にしないように、どういうふうにしていけばいいのかとか、そういう何かの問題があるごとに、それを人権に引きつけて、どう考えるかということをやっつかないといけない。それを誰が、どうするのかという時代が来ているのじゃないかなという、本当にこれは私の感覚であり、どうしたらいいのか迷っている中での意見です。

○座長

ありがとうございます。日本人の観光客を含むテロ事件、テロはいつ、どこで起こるか予測がつかないんですけども、問題は、結構多くの若者がそれに共感しているといったら言い過ぎですけど、国境を越えてそれに参加すると。そういう1つの風潮みたいになると、今おっしゃった点は大事ですね、要するに、啓発といっても、今ここで起きようとしている事態、あるいは起こった事態がそれにどうつながるか。将来に向けて、どのように生かすべきかという視点、そういう意味ではやっぱり広い意味の啓発を無視することはできないと。具体的な問題から大きな問題まで、全体、しかも今までの考えでは10年のスパンで考えますので、いろいろ出てくるのは当然ですし、私もいろいろ問題が出るように議事を進めていますので。だけど、要するに、言いたいことは全部言っただけのが目的ですので、どうぞ、ご遠慮なく。

○委員

NPOのことですけども、現場で活動して、先頭に立って頑張っている人たち、これは、「NPO・NGOの活用」という言葉を使っておられる、違うと思うんですよ、「学ぶ」だろうと思うんです。なんか上から目線なんですよ、全体に、これを見ていたら。上から見て、そういう人を使って何とかしよう、そうじゃないと思うんです。一番知っているのはNPOの人たち、現場で頑張っている、そういう人たちから学ぶ。

あと、自殺防止は、行政の手柄じゃないと私は思っています。NPOが具体的に、手法まで提示して、ホームページを立てて、細かな細かな提案をして、減らす努力をしていった、あのNP

〇の力がものすごく大きいと思います。国や自治体がそれを受け入れた、あれを受け入れたということで、成果は出てきていると思います。そういう現場にいる人たちの力をどう行政とかがつなげていくかということが必要だと思うんです。例えば、大阪で虐待死してる人のところに保健師さんが行っていたけども、どうだこうだって、必ずあるんですよ。それは行ったけど留守だった、だからもう行かなかったとかね、現場のマンパワーがものすごく不足していると思うんです。今、公務員の方を減らしたり、いろんなカットをしてですね、マンパワーが足りない、忙しいという状況です。民生委員の方、大事な民生委員の方たちもですね、定員より若干少ない、高齢化している等の状況になっています。そういうマンパワーが不足していることが、地域に頼れないというのが当たり前、もうそこは前提なんで、そういう地域に入っていく現場の力を、これからつけていかないとだめだと思うんです。それを我々が応援すると。ボランティアだとか、そういったことで、甘えちゃいけない。民生委員もボランティアですね、交通費が出るぐらいで。NPOの方も手弁当って結構あって、日本では手弁当が美德だみたいがいいこと言ってるけれども、私はそれではだめだと思うんですよ。やはり、そういった人たちと一緒にやっていくというか、むしろ、その人たちに学んでいくという態度こそ必要じゃないかと。そういった具合に、現場の問題で物事を考えていく、人権に対する意識を鍛えていく、そういった態度が必要なんじゃないかなと思います。

〇座長

はい、ありがとうございます。どうぞ。

〇委員

すいません、本当に何でもということですので、ふだん思うことも含めなんですけれども、本当にいろいろと今制度なども整っている中で、先ほども話に挙がりました、やはり現場への落とし込みであったり、例えば川崎の事件1つにしても、私がすごく感じたのは、例えばその加害者側の少年の顔や名前が週刊誌に載ったり、もしくはアザがあるのに全然気づけず、被害者になってしまう。これ、加害者に対しても被害者に対しても、もう少しリスクヘッジができたんじゃないかなというところがあって、やはり、人が見て思うことなので、感覚的な部分がものすごく大きいなというところがあるので、例えばもう少しその部分の規制というのをしっかりとというか、数字に落とし込めたりとかができたらいいんじゃないかなというふうに思うところがすごくあります。例えば、メディアへの投稿だったり、書き込みとかについて、私が仕事で使うホームページとかをつくったりする場合でも、使ったらいけない表現とかを打ち込むと、投稿ができなかったりするフィルターがかかっているんですね。「絶対」や「必ず」という表現とか、そういう何がいけない言葉かという細かいところまで落とし込みができたり、例えば先ほど直接家庭に訪問に行ったという経緯があったにもかかわらず、その事象が起こってしまうというところに対して、訪問したという何かしらの履歴が残っているとと思うんですけれども、次にどうするということのもう少しフローとかができたほうが、地域ごとにもぶれなくできるんじゃないかなと、ニュースとかを見て思うことがあったので、すいません、支離滅裂なんですけど、そんなことを思っていたので、そこを細かくできたらいいかなというふうに思います。

以上です。

〇座長

これは、公務員なり警察官の立場に立てば、それなりの悩みがあると思うんです。おっしゃるように、我々の「通常」という言葉が適切かどうか、感覚的な面をどういうふうに生かすかと、

人権の、特に施策の実施のときには、非常に大事な問題だろうと思います。それを総論、あるいは先ほど来おっしゃった、現場というか、特殊な状況で、どういうふうに表現するかと、そこが難しいところ。ただ、そういう視点が要するという事は、一般的に書いたほうが良いとは思いません。

まだ、二、三発言を受ける時間はありますので、どうぞ遠慮なく、はい。

○委員

すいません。これも感想めいた話になりますが、今の一連のお話を聞いていて、ふと思ったんですが、応援だと思っていただければ結構です。例えば、10年ということで座長がおっしゃったんですが、10年というターンで見ますと、例えば30年前、40年前なんかを思うと、例えば先ほどの女性の問題について、労働法なんかでも、今から思うと、本当に差別的なことが平然と行われていたんですね。25歳で会社を辞めなきゃいけないような規定が合法とされていたような時代から考えますと、遅々としてではありますけど、この30年間、40年間という長い時間で見ると、人権意識というのはかなり端的に進んできたのではないかなと思います。それは、皆様方がこういう苦勞をされて、いろいろやってきたということで、30年、40年という時間で見ると、本当に時間はかかっているのかもしれないけど、以前に比べて、一般的にですよ、一般的に、やっぱり人権という概念は進んできたのかなというのが、私の今の感想です。しかし、今までにない問題も惹起されているのも確かですので、やっぱりそういう問題について、よくいじめの問題では、昔もいじめはあったんだとかという議論もありますけど、いじめの問題にしる、いろんなハラスメントの問題にしる、昔にない問題が起こってきているのも事実なので、そういう新しい問題にどういうふうに対処するかという視点で考えていただければと思って、昔がよかったということでは決してないと思っています。やっぱり昔は相当ひどいことをひどい言葉で言っていたということがありますので、やっぱり、進歩していく中で、次にどうしていくんだというような長い目で見ていただければというふうに思うのが1点と、だから、逆にいうと、新しいステージに入っている問題もありますし、まだまだ啓発という基礎的な部分が遅れている問題がいろいろあると思うんですね、個別問題について。だから、それについて、一般的な議論ではなくて、個別問題として捉まえる必要があるのと、それと、やっぱり現場の意見というのをきちっと吸い上げることが必要なのかなという感じがしました。少し蛇足ですけども。

○座長

ありがとうございます。はい、どうぞ。

○委員

私もちょっと関連して言わせてもらいますと、人権の問題は、やはり啓発に始まって啓発に終わるんだろうと思っています。国が強権的に、これが人権だから守れというような形でやっていると、それはまた逆の意味の人権侵害を生じさせることになるんだろうと思います。そういう意味では、地道に啓発をしていく、それに始まってそれに終わるということになるんだろうと思っています。

その成果が上がっていないかという点、先ほど言われましたように、上がってきているんだろうと思います。ほかの国とかと比べても、日本の人権の問題というのは大分進んでると思います。ただ、そこで問題事象もかなりありますけれど、先ほどからちょっと私気になってるので言いますが、精神障害者の問題って、犯罪的な行為というのはやはり防止しなきゃいけないんですけども、そこでもやっぱり啓発が大事でして、実は精神障害者の犯罪率というのは一般の人と比

べても非常に小さい、低いわけなんですけど、今回の淡路島の事件のようなやつはもう完全に攻撃性が出てきていたわけで、そこで初動を誤って、警察や保健所等々の連携等ができなくて、ああいう事件になってしまったというところだろうと思うんですけど、やっぱり、そこでも啓発でやっていくと。保安処分みたいな、強権的に隔離するというようなことではない社会を目指してほしいなと思います。

○座長

みんながお釈迦さんのようになれば人権問題は起こらない、解決すると思いますけども、お釈迦さんでないところが我々の対処すべき仕事であって、まあ、これは、そういう意味では、行政のほうで作文されるのも大変だろうとは思いますが、我々の仕事は、その作文が少しでも実質的に有効であるような立場から、批判というか観察するということだろうと思います。最後、もう一人、どうしてもこれは言っときたいということがありましたら、お願いします。

○委員

先ほど精神疾患の話がありましたが、今、精神疾患ってすごく多岐にわたっているんです。軽症から重症、いろいろありますよね。ある患者さんが診療で1人の医者を非常に攻撃するということがあり、何人かの医者にかかっているけど、ターゲットとなった医者はもう疲弊しまって、そして、言葉尻を全部揚げ足をとって診療にならない、そういういわゆるモンスターペイシエントという分類に入る方がやっぱりおられます。その後、結局看護師に危害が及んで、何か出したわけじゃなく、言葉ですね、暴言、医者も看護師もPTSD状態、もう怖い、もう仕事場に来られないというような問題があるわけです。

その患者さんは保健所にも二十数年来かかわっている、いわゆる困った方なんです。そしたら、やっぱり、担当の保健師さんにも、斧があったら頭を殴って、ナイフがあったら刺したいとか、そういう言葉を繰り返していたようです。

そうなったときに、施設を管理する側は、ほかの患者さんに被害が及ばないことをまず考えなきゃならない、それと同時に職員を守らなきゃならない、要するに2つの人権ですよ。3つ目は、その加害者であるかもしれない方の人権すら守らなければならない、人権問題がということであればね。でも、じゃあ誰をどうすればいいのか。これ、余りどこも関わってくれないんです。事が起きたら、警察を呼んでくださいと言われるんですけども、警察を呼ぶまでのことではない。でも、じわじわと疲弊する職員がいるということは、どこかしこでも、大なり小なり起こっていることは事実です。その人たちの人権はどういうふうに守っていけばいいのか誰か教えてくださいというのが私の今の気持ちです。この場で言うことかなとも思ったんです。計画を立てられることもとても大事ですし、計画がなければ、目標以上のプランがなければ前へ進めません。でも、じゃあ、実際に今困ってる人たちをどうやってレスキューするのか、そういう現実問題も合わせて考えていただかないと、机上の空論でしかなくなるんじゃないかなというふうに思います。

○座長

はい、ありがとうございます。つまり、人権を保障する、保護するというのは誰の、どういう人権ということがある程度明確でない、本当に誰の人権も保障してないことになりかねないので、これは難しい問題ですけど、きょうも皆さんにとにかく思い切り発言していただくということで座長をやりましたので、行政に悩みだけ与えたような結果にならないように、我々としてもなるべく建設的に今後の結果、あるいは今後の経過の中で注意していきたいと思います。

とりあえず、そういうことで、マイクを事務局のほうへお返しします。

○事務局

ありがとうございました。いろいろ、重要な論点も出てきたかというふうに、意見をお伺いして考えてました。それぞれ、私どものほうでもう一度、いただいた意見について、計画の中でどういうふうに反映していけるのか、また今後、計画の中身について、新年度に入りましたら皆さんに繰り返し議論していただくことになるかと思いますが、今日いただいた意見については再度検討しまして、今後の計画の中に取り入れていきたいと考えているところです。

○座長

ありがとうございました。会議はこれで終わらせていただきます。